

社労士会労働紛争解決センター静岡申立費用及び謝金等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社労士会労働紛争解決センター静岡規程（以下「センター規程」という。）第15条第2項、第16条第3項及び第21条の規定に基づき、費用及び謝金等の額、支払方法等に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、センター規程及び社労士会労働紛争解決センター静岡あっせん手続規程において使用する用語の例による。

(費用の種類)

第3条 あっせん手続に関して、紛争の当事者から徴収する費用は、次条の申立費用及び第5条の費用とする。

(申立費用)

第4条 申立人は、申立書をセンターに提出する際に、申立費用として金3,150円（消費税を含む。）を現金で納付しなければならない。

2 申立費用は、申立てを受理する旨の決定をした後は返還しない。ただし、第6条の規定による減免がされた場合にはその全額又は一部の額を返還する。この場合において、返還に要する費用はセンターの負担とする。

(その他の費用)

第5条 手続に要する通訳及び翻訳、あっせん委員が出張したときの旅費、宿泊費、その他の費用については、あっせん委員が当事者の意見を聴いて負担額及び負担割合を定めることとし、当事者は、これに従ってセンターに費用発生時当日、現金で納付するものとする。

2 あっせん委員は、前項に規定する費用を支払う必要があるときは、あらかじめ、その旨を当事者に説明して、了承を得なければならない。

(申立費用の減免)

第6条 センター長は、事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯その他の事情を勘案して、申立費用の全部又は一部の支払いについて、運営委員会の承認を得て免除することができる。

(謝金等)

第7条 センターがあっせん委員及び担当弁護士に支払う謝金は、あっせん手続の申立て件数1件（被申立人があっせん手続の依頼をしたものに限る。）につき金11,111円（源泉所得税を含む。）とし、あっせん手続が終了した後に支払うものとする。

2 あっせん委員及び担当弁護士があっせん手続の期日に出席するために要する交通費は実費を支払うものとする。

(日当等)

第8条 センターが運営委員に支払う日当は、5,000円（本会会員については、旅費規程に定める額）とし、交通費は実費を支払うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改正し、又は廃止するときは、本会理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年12月24日(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日)から施行する。

附 則

(申立費用)

第4条に規定する申立費用は、平成25年8月1日より平成26年7月31日までは無料とする。

附 則

(申立費用)

第4条に規定する申立費用は、令和2年1月1日より令和4年12月31日までは無料とする。

附 則

(申立費用)

第4条に規定する申立費用は、令和5年1月1日より令和7年12月31日までは無料とする。